

クーリング・オフに関する事項

特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)の規定に従い、書面を付いたしますので、訪問販売または電話勧誘にてお申し込みいただいたお客さまは以下の内容を十分にお読みください。

役務の種類	ガスの供給
役務提供者の名称・住所・電話番号・代表者の氏名	<p>【ガス小売事業者】 〒860-0832 熊本市中央区萩原町14番10号 西部ガス熊本株式会社 (登録番号:A0085) 代表取締役社長 小森 高文</p> <p>【お電話での問い合わせ先】 西部ガスお客さまサービスセンター TEL:0570-000-312</p>
供給開始日 (約款適用開始日)	<ul style="list-style-type: none">引越し(転入)などの理由で、新たにガスの使用を開始した場合は、原則として、お客さまの希望する日。すでに当社のガスの供給を受けており、契約種別を変更される場合は、契約成立後の初回定例検針日の翌日。他のガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日。

【クーリング・オフのお知らせ】

1. 法にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申し込みまたはご契約された場合、本書面を受領された日(本書面より前に法に定める申し込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日)を含み8日を経過するまでは、書面または電磁的方法(電子メールなど。以下同じ。)により無条件でお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、お客さまが書面または電磁的方法による通知を発信したとき(郵便消印日付やメール送信日など)から発生します。
2. この場合、お客さまは、
 - ① 損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価その他の金銭の支払いを請求されることはありません。
 - ③ すでに当該契約に関連して金銭(対価の一部または全部など)を支払っている場合は、すみやかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 役務の提供にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社または当社の指定店が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含み8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができ、その効力は書面を発信したときから発生します。